# 株主各位

# 第32回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第32回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年11月28日(月曜日)午後6時15分までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2022年11月29日 (火曜日) 午前10時 (開場午前9時30分)

2. 場 所 東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号

東京証券会館9階 会議室

- ※ 末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。
- ※ ご出席の株主様へのお土産は、ご用意いたしておりません。 何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

3. 目的事項

報告事項 第32期(2021年9月1日から2022年8月31日まで)

事業報告の内容及び計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

以上

<sup>◎</sup>当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出 くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集ご 通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。

<sup>◎</sup>株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(https://www.happiness-d.co.jp)に掲載させていただきます。

## 【新型コロナウイルス感染防止のための対応について】

本株主総会の運営にあたり、運営スタッフ及び出席役員等はマスク着用のうえ、会場内の座席間隔を広く確保し、適宜会場内の換気を行うことで新型コロナウイルス感染防止に努めてまいります。

#### <ご来場される株主様へのお願い>

- ・ご来場の株主様におかれましては、マスク着用でのご来場をお願い申し上げま す。なお、マスクをご着用いただけない場合は、ご入場をお断りさせていただき ます。
- ・会場にアルコール消毒液を備え置きいたしますので、手指消毒にご協力のほどお願いいたします。
- ・会場入口で検温をさせていただきます。発熱があると認められる方、体調不良と 見受けられる方には、ご入場の制限等をさせていただく場合がございますので、 予めご了承いただきますようお願いいたします。
- ・ 開会後に体調不良と見受けられる株主様につきましては、ご退出をお願いする場合がございます。 予めご了承いただきますようお願いいたします。
- ・今後、本株主総会までに運営方法等に変更が生じた場合は、当社ウェブサイト (https://www.happiness-d.co.jp) にてお知らせいたします。

## (添付書類)

## 事業報告

(自 2021年9月1日) 至 2022年8月31日)

## 1. 会社の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及び成果

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しております。この結果、前事業年度と収益の会計処理が異なり、売上高を総額表示から純額表示に変更しております。以下の経営成績に関する説明においては、増減額及び前期比(%)を記載せずに説明しております。

当事業年度におけるわが国経済は、当初新型コロナウイルス感染者数の減少とともに、行動制限措置も全面解除となり、緩やかな景気回復が期待されましたが、オミクロン株による感染再拡大、年明け以降におけるロシアのウクライナ侵攻、急激な円安による物価上昇懸念の拡大等により、消費マインドが減退し先行き不透明な厳しい経営環境が続きました。

このような状況下、当社は、今後の中長期的な成長へ向けて、外部環境の変化に対応する投資戦略を中心とした3ヵ年の中期経営計画を策定いたしました。アプリと社内システムの連携を図るDX投資、外訪型・在宅型のセールスセンター構築へ向けた人材投資、プライベートブランド(PB)商品の開発パイプライン構築、オンラインとオフラインを融合させたOMO型店舗の出店、事業の成長とサステナビリティの融合を目指した社会貢献への取組み等を推進しております。

店舗展開といたしましては、11月に札幌苗穂店(北海道)、鳥取北店(鳥取県)及び日吉津店(鳥取県)、4月に四條畷店(大阪府)の4店舗を出店いたしました。また、既存店舗の活性化として、10月に名取店の増床改装、天童店の移転リニューアル、4月に釧路店の移転リニューアル、八幡東店の改装を実施いたしました。これにより、当事業年度末の店舗数は86店舗となっております。

営業施策といたしましては、販売価格の見直しにより利益率の改善を図ると ともに、スマートフォンアプリの開発・導入、新規登録キャンペーンやクーポ ンによる販促企画等の実施、PB商品のH&D皮革商材の強化、新作ジュエリーやアパレル商材の導入等を図りました。また、中期経営計画に基づいて、外訪型フィールドサービス(外商)を実験エリアで開始するとともに、事業活動とサステナビリティの融合として、海洋プラスチックを再生したサングラスの開発・販売に取り組みました。

商品部門別の売上の状況は以下のとおりです。

- ・宝飾品は、高額品を中心とした強化を図り、売上高 2,543,292千円 (純額表示) となりました。
- ・時計は、時計市場が縮小している中で、高額時計に重点を置いた販促企画を 強化したことで、売上高 3,349,434千円(純額表示)となりました。
- ・バッグ・小物は、重点販売ブランドの展開強化やPB商品の販促キャンペーン等に取組みました。海外ブランドの財布小物の落ち込みがありましたが、一部のファッションブランドの販売が堅調となり、売上高 7,716,188千円(純額表示)となりました。

#### <商品部門別売上高>

	当事業	<b></b>	前事業年度
	売上高 (純額表示)	売上高 (総額表示)	売上高 (総額表示)
宝飾品(千円)	2, 543, 292	3, 731, 255	3, 747, 326
時 計 (千円)	3, 349, 434	4, 461, 350	5, 003, 642
バッグ・小物 (千円)	7, 716, 188	9, 221, 240	9, 560, 741
合 計 (千円)	13, 608, 915	17, 413, 846	18, 311, 710

なお、上記のほか、雇用調整助成金 10,272千円を特別利益に計上いたしました。また、特別損失として、店舗の改装に伴う固定資産廃棄損 8,397千円、店舗の減損損失 24,781千円を計上いたしました。

以上の結果、当事業年度の業績は、売上高は 13,608,915千円(総額表示 17,413,846千円、前事業年度売上高は 18,311,710千円)、営業利益は 190,012千円(前事業年度は営業損失 71,858千円)、経常利益は 191,384千円(同経常損失 78,727千円)、当期純利益 89,866千円(同当期純損失 124,446千円)となりました。今期の重点施策としている売上総利益率の向上に取り組

んだ結果、当事業年度における売上総利益率 (総額表示ベース) は26.0%と前事業年度 22.7%から 3.3ポイント向上いたしました。

#### (2) 設備投資の状況

当事業年度に実施した設備投資等の主なものは、次のとおりであります。

- ① 当事業年度中に完成した主要設備
  - ・新規出店(ブランドショップハピネス札幌苗穂店・鳥取北店・日吉津店・四 條畷店)に伴う造作・附属設備等への投資実施(投資金額129,625千円)
  - ・既存店(ブランドショップハピネス名取店・釧路店・八幡東店・天童店、本社)改装等に伴う設備投資(投資金額84,962千円)
  - ・システム導入等のシステム投資(投資金額18,084千円)
- ② 当事業年度継続中の主要設備の新設、拡充 該当事項はありません。
- ③ 重要な固定資産の売却、廃棄、滅失
  - ・既存店 (ブランドショップハピネス釧路店・天童店) 改装等に伴う造作・附属設備等の廃棄 (損失金額8,397千円)

#### (3) 資金調達の状況

- ① 当事業年度中の金融機関からの借入、返済状況 金融機関から1,100百万円借入れ、2,091百万円返済いたしました。
- ② 当事業年度中の金融機関を引き受け先とした私募債の発行、償還状況 該当事項はありません。

## (4) 対処すべき課題

当社が対処すべき主要な課題は、以下のとおりと認識しております。

① 積極的な店舗展開

当社は、将来の成長を見据えた新規店舗の積極的展開が欠かせないと認識しており、商圏人口、地域特性、立地条件、競合企業の動向、採算性等を考慮した結果、大都市周辺部及び地方都市のSCを中心に、主として大型及び中型店舗を出店してまいりました。

今後においても、同様の出店方針に基づき、新規出店を行っていきたいと考えており、SCとの共働に加えて、当社独自に効率的出店の可能性を見極めながら、店舗網の拡大を図ってまいります。

また、今後の多店舗展開を図るうえで、多様な店舗の開発は重要な課題と考えており、消費環境・購買動向の変化に対応し、オンラインとオフラインを融合させたOMO型店舗の開発等、積極的に取り組んでまいります。

#### ② 既存店の活性化

当社は、成長性、安定性を支えるものとして、新店の積極展開と並んで、既存店の活性化が極めて重要であると認識しております。このため、積極的に改装を実施し、既存店の活性化を図ってまいります。資本効率の劣る店舗については、区画変更・賃貸借条件見直し等を積極的に推進してまいります。

また、店舗活性化策として、デジタル投資を積極的に進め、購買動向の分析及び実店舗とECとの融合を加速してまいります。店舗管理体制につきましても、今後も随時見直しを行い、店舗と本社間のコミュニケーションのいっそうの強化を図るとともに、店舗スタッフのマネージャーへの登用により、今後の店舗運営を担う幹部社員の育成を図ってまいります。

#### ③ マーチャンダイジング (MD) の強化

当社は、お客様一人ひとりに喜びや感動を提供できる魅力的なショップを目指して、ライブ販売等の新たな取組みも実施し、お客様のニーズに合致した商品構成を図ってまいりました。今後さらにその充実を図るために、消費動向の把握や流行の研究等に努め、売れ筋商品の充実のほか新規商品の導入等を図ってまいります。

また、オリジナルブランドとして展開している、H&D (エイチ アンドディ) につきましては、利益率の向上へ向けて中長期的な重要課題と位置付けており、商品開発・MDの強化とともにブランドイメージの向上に取り組んでまいります。

## ④ 店舗DXの推進

当社は、「おもてなしの接客」、「お客様の立場でのご提案」によって、喜びや感動を提供できる店づくりを目指しております。このため、お客様への接客力や商品提案力を強化することを重要な課題と位置づけ、現場での実践のほか、各種研修を通してその向上に取り組むことに加えて、店舗DX(デジタルトランスフォーメーション)を推進し、顧客接点の創出・強化、自社ECサイトの拡大、オムニチャネル化の推進、店舗スタッフが接客に専念できる環境の整備を図ってまいります。

また、ライブ販売等の時代に即した新たな販路の開拓も積極的に進め、投資 の拡大を図ってまいります。

#### ⑤ 人材の確保と育成

当社は、事業の拡大を図るためには、計画的な人材の確保と育成が重要な要素であると考えております。キャリア人材の確保に努めるとともに、労働環境の変化に対応するため、より実効的な採用方法の検討、採用対象の拡大等はもとより、応募動機につながる給与水準の見直し、従業員に対する譲渡制限付株式報酬の付与等の福利厚生施策の拡充等にも取り組んでおります。

また、育成体制の強化を進めるべく、教育店舗における計数・商品知識の充 実、接客対応力・アフターサービスの向上等の、現場に即した研修の強化とあ わせて、従業員の資格取得についての支援体制も充実させてまいります。

#### ⑥ 財務上の課題

当社は、宝飾品、時計、バッグ・小物雑貨等のインポートブランド品及びオリジナルブランド商品を販売する小売業を主としております。研究開発等がないことから、各店舗の適切な商品在庫管理と販売費及び一般管理費のコントロールが財務上の重要課題となっております。このため、商品の電子タグによる管理の導入をすすめ、在庫管理の業務改善と効率化を図るとともに、商品情報の電子化による顧客利便性の向上を進めてまいります。また、店舗間の物流経費削減と作業軽減を図るため、物流業務の外注化を順次進めております。

#### (新型コロナウイルス感染症への対応について)

当社は、同感染症の拡大を防ぐため、お客様並びに従業員の安全に十分配慮し、各種ガイドラインに沿った感染拡大防止策を講じております。今後においても、状況の変化に適切かつ迅速に対応し、感染拡大防止に取り組んでまいります。

#### (5) 財産及び損益の状況の推移

期別	第29期	第30期	第31期	第32期 (当事業年度)
区分	2019年8月期	2020年8月期	2021年8月期	2022年8月期
売 上 高(百万円)	20, 760	17, 569	18, 311	13, 608
経常利益又は 経常損失(△) (百万円)	521	81	△78	191
当期純利益又は 当期純損失(△) (百万円)	269	△189	△124	89
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純 (円) 損失(△)	108. 81	△76. 01	△49. 02	35. 36
総 資 産 額(百万円)	10, 719	10, 419	10, 130	9, 258
純 資 産 額(百万円)	2, 576	2, 340	2, 174	2, 214
1株当たり純資産額(円)	998. 28	892. 89	824. 75	846. 98

- (注) 1 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
  - 2 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、自己株式を控除した期中平均株式総数で、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数でそれぞれ算出しております。
  - 3 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の 期首から適用しており、当事業年度(第32期)の売上高は当該会計基準を適用した後の金 額となっております。

#### (6) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

## (7) 主要な事業内容(2022年8月31日現在)

当社の事業内容は、インポートブランドを中心とした宝飾品、時計及びバッグ・小物等の販売であり、主として大都市周辺部及び地方都市の大型ショッピングセンターに、セレクトショップとして「ハピネス」、「GINZA Happiness」の店舗を出店しております。

また、2016年8月期よりEC事業に本格参入し、自社公式通販サイトのほか、Yahoo・楽天等のショッピングサイトに出店しております。

オリジナルブランド商品として、H&D を展開しております。

## (8) 主要な事業所

(2022年8月31日現在)

地域	事業所の名称	所 在 地
	本 社	東京都中央区
	ハピネス札幌店	北海道札幌市清田区 イオンモール札幌平岡内
	ハピネス札幌苗穂店	北海道札幌市東区 イオンモール札幌苗穂内《当期新 設》
小学大学	ハピネス帯広店	北海道帯広市 イオン帯広内
北海道地区 (7店舗)	ハピネス北見店	北海道北見市 イオン北見内
	ハピネス釧路店	北海道釧路郡釧路町 イオン釧路内
	ハピネス上磯店	北海道北斗市 イオン上磯内
	ハピネス旭川西店	北海道旭川市 イオンモール旭川西内
	ハピネス下田店	青森県上北郡おいらせ町 イオンモール下田内
	ハピネスつがる柏店	青森県つがる市 イオンモールつがる柏内
	ハピネス盛岡店	岩手県盛岡市 イオンモール盛岡内
	ハピネス名取店	宮城県名取市 イオンモール名取内
東北地区	ハピネス新利府店	宮城県宮城郡利府町 イオンモール新利府内
(10店舗)	ハピネス石巻店	宮城県石巻市 イオンモール石巻内
	ハピネスいわき小名浜店	福島県いわき市 イオンモールいわき小名浜内
	ハピネス秋田店	秋田県秋田市 イオンモール秋田内
	ハピネス大曲店	秋田県大仙市 イオンモール大曲内
	ハピネス天童店	山形県天童市 イオンモール天童内
	ハピネスパルナ店	茨城県稲敷市 パルナSC内
	ハピネス下妻店	茨城県下妻市 イオンモール下妻内
	ハピネス水戸店	茨城県水戸市 イオンモール水戸内原内
	GINZA Happiness 鹿嶋店	茨城県鹿嶋市 ショッピングセンター チェリオ内
関東地区	ハピネスつくば店	茨城県つくば市 イオンモールつくば内
(22店舗)	ハピネス土浦店	茨城県土浦市 イオンモール土浦内
	ハピネス高崎店	群馬県高崎市 イオンモール高崎内
	GINZA Happiness 前橋店	群馬県前橋市 けやきウォーク前橋内
	ハピネス羽生店	埼玉県羽生市 イオンモール羽生内
	ハピネス越谷店	埼玉県越谷市 イオンレイクタウンkaze内

地域	事業所の名称	所 在 地
	ハピネス東松山店	埼玉県東松山市 ピオニウォーク東松山内
	ハピネス春日部店	埼玉県春日部市 イオンモール春日部内
	ハピネス川口店	埼玉県川口市 イオンモール川口内
	GINZA Happiness 新三郷店	埼玉県三郷市 ららぽーと新三郷内
	GINZA Happiness 富士見店	埼玉県富士見市 ららぽーと富士見内
関東地区	ハピネス成田店	千葉県成田市 イオンモール成田内
(22店舗)	ハピネス千葉ニュータウン店	千葉県印西市 イオンモール千葉ニュータウン内
	ハピネス幕張新都心店	千葉県千葉市美浜区 イオンモール幕張新都心内
	ハピネス木更津店	千葉県木更津市 イオンモール木更津内
	ハピネス座間店	神奈川県座間市 イオンモール座間内
	ハピネスむさし村山店	東京都武蔵村山市 イオンモールむさし村山内
	ハピネス日の出店	東京都西多摩郡日の出町 イオンモール日の出内
	ハピネス長岡店	新潟県長岡市 リバーサイド千秋内
	ハピネス新潟南店	新潟県新潟市 イオンモール新潟南内
	ハピネス高岡店	富山県高岡市 イオンモール高岡内
	GINZA Happiness 富山ファボーレ店	富山県富山市 フューチャーシティファボーレ内
	ハピネス新小松店	石川県小松市 イオンモール新小松内
	ハピネス自山店	石川県白山市 イオンモール白山内
	ハピネス松本店	長野県松本市 イオンモール松本内
中部地区	ハピネス甲府昭和店	山梨県中巨摩郡昭和町 イオンモール甲府昭和内
(16店舗)	ハピネス浜松店	静岡県浜松市西区 イオンモール浜松志都呂内
	GINZA Happiness 磐田店	静岡県磐田市 ららぽーと磐田内
	ハピネス富士宮店	静岡県富士宮市 イオンモール富士宮内
	ハピネス岡崎店	愛知県岡崎市 イオンモール岡崎内
	ハピネス名古屋茶屋店	愛知県名古屋市港区 イオンモール名古屋茶屋内
	ハピネス常滑店	愛知県常滑市 イオンモール常滑内
	ハピネス長久手店	愛知県長久手市 イオンモール長久手内
	ハピネス木曽川店	愛知県一宮市 イオンモール木曽川内

地域	事業所の名称	所 在 地			
	ハピネス草津店	滋賀県草津市 イオンモール草津内			
	ハピネス久御山店	京都府久世郡久御山町 イオンモール久御山内			
	ハピネス京都桂川店	京都府京都市南区 イオンモール京都桂川内			
	ハピネス泉南店	大阪府泉南市 イオンモールりんくう泉南内			
関西地区	ハピネス堺北花田店	大阪府堺市北区 イオンモール堺北花田内			
(10店舗)	ハピネス四條畷店	大阪府四條畷市 イオンモール四條畷内《当期新設》			
	ハピネス神戸店	兵庫県神戸市北区 イオンモール神戸北内			
	ハピネス大和郡山店	奈良県大和郡山市 イオンモール大和郡山内			
	ハピネス和歌山店	和歌山県和歌山市 イオンモール和歌山内			
	ハピネス津南店	三重県津市 イオンモール津南店内			
	ハピネス倉敷店	岡山県倉敷市 イオンモール倉敷内			
	ハピネス岡山店	岡山県岡山市北区 イオンモール岡山内			
	ハピネス鳥取北店	鳥取県鳥取市 イオンモール鳥取北内《当期新設》			
	ハピネス日吉津店	鳥取県西伯郡日吉津村 イオンモール日吉津店内《当 期新設》			
中国・四国	ハピネス広島府中店	広島県安芸郡府中町 イオンモール広島府中内			
(10店舗)	ハピネスおのだ店	山口県山陽小野田市 おのだサンパーク内			
	ハピネス綾川店	香川県綾歌郡綾川町 イオンモール綾川内			
	ハピネス新居浜店	愛媛県新居浜市 イオンモール新居浜内			
	ハピネス高知店	高知県高知市 イオンモール高知内			
	ハピネス徳島店	徳島県徳島市 イオンモール徳島内			

地域	事業所の名称	所 在 地
	ハピネス八幡東店	福岡県北九州市八幡東区 イオンモール八幡東内
	ハピネス直方店	福岡県直方市 イオンモール直方内
	ハピネス福津店	福岡県福津市 イオンモール福津内
	ハピネス福岡店	福岡県糟屋郡粕屋町 イオンモール福岡内
九州・沖縄	ハピネス筑紫野店	福岡県筑紫野市 イオンモール筑紫野内
地区	ハピネス大分店	大分県大分市 パークプレイス大分内
(11店舗)	ハピネス宮崎店	宮崎県宮崎市 イオンモール宮崎内
	ハピネス延岡店	宮崎県延岡市 イオン延岡内
	ハピネス熊本店	熊本県上益城郡嘉島町 イオンモール熊本内
	ハピネス鹿児島店	鹿児島県鹿児島市 イオンモール鹿児島内
	ハピネス沖縄ライカム店	沖縄県中頭郡北中城村 イオンモール沖縄ライカム内
合計	86店舗	

# (9)従業員の状況

(2022年8月31日現在)

	従	業	員	数	前	期	末	比	増	減	平	均	年	齢	平	均	勤	続	年	数
359名						27年	占増			39	. 0歳					6. 7	3年			

(注)上記には取締役9名、臨時従業員135名は含まれておりません。

#### (10) 主要な借入先の状況

(2022年8月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社千葉銀行	866百万円
株式会社三井住友銀行	750百万円
株式会社三菱UFJ銀行	636百万円
株式会社商工組合中央金庫	630百万円
株式会社みずほ銀行	350百万円
株式会社京葉銀行	329百万円
株式会社りそな銀行	320百万円
株式会社常陽銀行	263百万円
三井住友信託銀行株式会社	170百万円
株式会社横浜銀行	149百万円
株式会社三十三銀行	95百万円
株式会社東日本銀行	74百万円
株式会社北陸銀行	71百万円
計	4,707百万円

<sup>(</sup>注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

#### (11) その他会社の現況に関する重要な事項

当社は、CSR(企業の社会的責任)活動の一環として、NPO法人 児童虐待防止 全国ネットワークが総合窓口である、子ども虐待防止のための広報・啓発活動 「オレンジリボン運動」を支援しております。

また、オリジナルブランド商品の一部について、バングラディッシュの工場への生産委託、海洋プラスチックを再生した商品の開発を行うなど、社会問題の解決を図る商品開発にも取り組んでおります。

## 2. 会社の株式に関する事項(2022年8月31日現在)

(1) 発行可能株式総数

6,400,000株

## (2)発行済株式の総数

2,571,100株

(注) 譲渡制限付株式としての新株式の発行により、発行済株式の総数は10,500 株増加しております。

#### (3) 株主数

4,837名

#### (4) 大株主(上位10名)

株 主 名	持 株 数	持株比率
田 泰夫	703, 700株	27.67%
田篤史	584, 500	22. 98
有限会社DEN	150, 000	5. 89
田 裕行	76, 700	3. 01
田 啓子	70, 000	2.75
ハピネス・アンド・ディ従業員持株会	40, 100	1. 57
追川 正義	12, 100	0. 47
JPモルガン証券株式会社	12, 100	0. 47
新沼 吾史	11,000	0. 43
大城 稔	9, 400	0.36

<sup>(</sup>注) 1 当社は、自己株式を28,009株保有しておりますが、上記大株主から除外しております。 2 持株比率は自己株式を控除して算出しております。

## (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

株 主 名	持 株 数	交付対象者数
取締役 (監査等委員である取締役を除く)	10,500株	6名

<sup>(</sup>注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告21頁「4. (2)②当事業年度に係る報酬等の総額等」に記載しております。

## (6) その他株式に関する重要事項

該当事項はありません。

## 3. 新株予約権等の状況

当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付 した新株予約権等の状況

		第1回新株予約権		第2回新株予約権			
発行決議日		2013年1月11日		2014年1月14日			
新株予約権の	)数	47個		47個			
新株予約権の株式の種類と		普通株式 (新株予約権1個に (注) 1	9,400株 つき200株)	普通株式 9,400株 (新株予約権1個につき200株)			
新株予約権の	払込金額	1円		1円			
新株予約権の出資される財	行使に際して  産の価額	新株予約権1個当た (1株当たり719.5円		新株予約権1個当た (1株当たり724円)	り 144, 800円		
権利行使期間	]	2013年2月1日から 2043年1月31日まで		2014年2月1日から 2044年1月31日まで			
行使の条件		(注) 2		(注) 2			
	取締役	新株予約権の数	47個	新株予約権の数	47個		
役員の 保有状況	(監査等委員 である取締役 を除く)	目的となる株式数	9,400株	目的となる株式数	9,400株		
		保有者数	2名	保有者数	2名		

- (注) 1 2013年6月27日開催の取締役会決議により、2013年9月1日付で1株を2株とする株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。
  - 2 取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日 までの間に限り、新株予約権を行使できるものとします。

		第3回新株予約権		第4回新株予約権		
発行決議日		2015年1月14日		2016年1月13日		
新株予約権の	数	47個		47個		
新株予約権の株式の種類と		普通株式 (新株予約権1個に	9,400株 つき200株)	普通株式 9,400株 (新株予約権1個につき200株)		
新株予約権の	払込金額	1円		1円		
新株予約権の出資される財	行使に際して  産の価額	新株予約権1個当た (1株当たり625円)	り 125, 000円	新株予約権1個当た (1株当たり541円)	り108,200円	
権利行使期間	]	2015年1月31日から 2045年1月30日まで		2016年1月30日から 2046年1月29日まで		
行使の条件		(注)		(注)		
	取締役	新株予約権の数	47個	新株予約権の数	47個	
役員の 保有状況	(監査等委員 である取締役 を除く)	目的となる株式数	9,400株	目的となる株式数	9,400株	
		保有者数	2名	保有者数	3名	

<sup>(</sup>注) 取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとします。

		第5回新株予約権		第7回新株予約権		
発行決議日		2017年1月13日		2017年12月12日		
新株予約権の	数	47個		34個		
新株予約権の 株式の種類と		普通株式 (新株予約権1個に	9,400株 つき200株)	普通株式 6,800株 (新株予約権1個につき200株)		
新株予約権の	払込金額	1円		1円		
新株予約権の 出資される財	行使に際して  産の価額	新株予約権1個当た (1株当たり488.5円		新株予約権1個当たり (1株当たり1,360円		
権利行使期間		2017年2月1日から 2047年1月31日まで		2018年1月11日から 2048年1月10日まで		
行使の条件		(注)		(注)		
	取締役 (監査等委員 である取締役 を除く)	新株予約権の数	47個	新株予約権の数	34個	
役員の 保有状況		目的となる株式数	9,400株	目的となる株式数	6,800株	
		保有者数	3名	保有者数	2名	

<sup>(</sup>注) 取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとします。

		第10回新株予約権				
発行決議日		2018年12月11日				
新株予約権の	数	94個				
新株予約権の株式の種類と		普通株式 11, (新株予約権1個につき	, 800株 100株)			
新株予約権の	払込金額	1円				
新株予約権の 出資される財	行使に際して  産の価額	新株予約権1個当たり49,700円 (1株当たり497円)				
権利行使期間		2019年1月10日から 2049年1月9日まで				
行使の条件		(注)				
	取締役	新株予約権の数	94個			
役員の 保有状況	(監査等委員 である取締役 を除く)	目的となる株式数 9,	, 400株			
		保有者数	2名			

<sup>(</sup>注) 取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとします。

#### 4. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役の氏名等

(2022年8月31日現在)

氏 名				地位及び担当	重要な兼職の状況		
田		泰	夫	代表取締役会長	_		
田		篤	史	代表取締役社長	_		
前	原		聡	専 務 取 締 役	ジットグループ株式会社 社外取締役		
高	安		勝	取締役総務部長	_		
高	橋	寿	夫	取締役営業本部長	_		
丸	Щ		誠	取締役社長室長兼店舗開発部長	_		
Щ	本	信	行	取締役(常勤監査等委員)	_		
長名	川谷	正	和	取締役 (監査等委員)	長谷川正和税理士事務所所長 株式会社オペレーション 代表取締役 株式会社イノベーション 社外取締役 フュージョン株式会社 社外監査役		
Л	﨑	隆	治	取締役 (監査等委員)	マネジメント・オフィスかわさき代表		

- (注) 1 取締役(監査等委員)長谷川 正和氏及び川﨑 隆治氏は、社外取締役であります。
  - 2 取締役(監査等委員)長谷川 正和氏は、税理士であり、税理士事務所と経営コンサルティング会社を経営しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります
  - 3 取締役(監査等委員)川崎 隆治氏は、特定社会保険労務士としてマネジメント・オフィスかわさき代表に就任しており、企業労務に関する相当程度の知見を有するものであります。
  - 4 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(常勤監査等委員)山本 信行氏、取締役(監査等委員)長谷川 正和氏及び川崎 隆治氏との間に同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する額となっております。
  - 5 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、山本 信行氏を常勤の監査等委員として選定しております。
  - 6 取締役(監査等委員)長谷川 正和氏及び川崎 隆治氏は、東京証券取引所規則に定める 独立役員として同取引所に届け出ております。

#### (2) 取締役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月16日開催の取締役会において、取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。)の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりであります。

#### イ. 目的

取締役の報酬は、取締役に適切な職務執行のインセンティブを付与する手段となりうることから、報酬の決定プロセスの透明化を図り、適切なインセンティブとしての機能を向上させることを目的とする。

#### 口. 報酬体系

#### A. 報酬の種類

取締役の報酬の種類は、固定報酬及び役員賞与並びに譲渡制限付株式 報酬とする。

固定報酬は、各取締役の地位や職責を基本に個別評価を加えて決定する。

役員賞与は、年度の業績、目標達成水準等を勘案して決定する。

譲渡制限付株式報酬は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的とし、各取締役の地位や職責を基本に個別評価を加えて決定する。

#### B. 種類ごとの比率

株主総会において報酬限度額は、金銭報酬(固定報酬と役員賞与)が 年額150,000千円以内、譲渡制限付株式報酬が年額20,000千円以内と決議 されていることから、実際の付与にあたってはこの比率7.5:1を目安と する。

## ハ. 報酬の決定プロセス

取締役の報酬の額は、固定報酬及び役員賞与並びに譲渡制限付株式報酬いずれも、株主総会において決定された報酬総額の範囲内において取締役会において決定する。個人別の報酬額については、取締役会決議にもとづき、代表取締役会長に委任するものとし、代表取締役会長は、業績、個人の貢献度等を総合的に勘案し、個人別の報酬を決定する。

#### ニ. 報酬を与える時期

取締役の報酬を与える時期は、固定報酬は取締役選任に係る定時株主総会直後の臨時取締役会において決定し、役員賞与は支給月の前月の取締役会にて決定する。譲渡制限付株式報酬は取締役が職務執行を開始する日から1か月を経過する日までに付与株式数を決議し、当該決議の日から1か月を経過するまでに付与するものとする。

#### ホ. 今後の対応

法令改正の趣旨を踏まえて、取締役の報酬決定に係る透明性をいっそう 高めるための検討を継続する。

#### ② 当事業年度に係る報酬等の総額等

	報酬等の総額	報酬等の	対象となる		
区 分	(千円)	田堂把副	賞与	譲渡制限付	役員の員数
	(千円)   固定報酬 		貝子	株式	(名)
取締役(監査等委員を除	87, 403	71, 400	5, 055	10, 948	8
<)	, , , ,	·	·	· .	, ,
(うち社外取締役)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
取締役 (監査等委員)	10, 853	10, 440	413	_	3
(うち社外取締役)	(4, 440)	(4, 440)	(-)	(-)	(2)
合 計	98, 256	81, 840	5, 468	10, 948	11
(うち社外役員)	(4, 440)	(4, 440)	(-)	(-)	(2)

- (注) 1 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
  - 2 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬限度額は、2018年11月29日開催の第28 回定時株主総会において、年額150,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と 決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役を除 く)の員数は、5名です。また別枠で、2019年11月28日開催の第29回定時株主総会におい て、年額20,000千円以内の範囲で譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつ き、決議をいただいております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締 役及び社外取締役を除く)の員数は、5名です。
  - 3 上記報酬等の額には、譲渡制限付株式の付与にかかる当事業年度中の費用計上額(取締役 (監査等委員である取締役を除く。) 8名10,948千円) を含んでおります。
  - 4 取締役(監査等委員)の報酬限度額は、2018年11月29日開催の第28回定時株主総会において、年額15,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員)の員数は、3名です。
  - 5 取締役会は、代表取締役会長 田 泰夫氏に対し、各取締役の固定報酬の額、各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与及び譲渡制限付株式(監査等委員である取締役を除く。)の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。

## (3) 社外役員に関する事項

- イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該法人等との関係
  - ・取締役長谷川正和氏は、長谷川正和税理士事務所所長、株式会社オペレーション代表取締役、株式会社イノベーション社外取締役及びフュージョン 株式会社社外監査役を兼務しております。なお、当社と当該各法人等との 間に資本関係及び取引関係はありません。
  - ・取締役川﨑隆治氏は、マネジメント・オフィスかわさき代表を兼務しております。なお当社と当該法人等との間に資本関係及び取引関係はありません。

#### ロ. 当事業年度における主な活動

1. ヨず未十及にわける工な伯勁									
	出席状況、発言状況及び								
	社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要								
社外取締役	当事業年度に開催された取締役会17回及び監査等委員会14回全てに								
長谷川 正和	出席いたしました。								
	税理士及び経営コンサルタントとしての専門的見地から取締役会の								
	意思決定の妥当性・適正性確保のための発言を行っております。								
	監査等委員会においてはより専門性を発揮し、会計監査も実施し、								
	適切な意見具申を行っております。								
社外取締役	当事業年度に開催された取締役会17回及び監査等委員会14回全てに								
川﨑 隆治	出席いたしました。								
	特定社会保険労務士としての専門的見地から取締役会の意思決定の								
	妥当性・適正性確保のための発言を行っております。								
	監査等委員会においてはより専門性を発揮し、人事労務監査も実施								
	し、適切な意見具申を行っております。								

#### (4) 親会社等との間の取引に関する事項

当社は、親会社等である当社代表取締役会長 田 泰夫氏から自己株式を取得しております。当該取引に際しましては、取引の必要性に留意し合理的な判断に基づき、一般の取引条件と同様に公正かつ適切であることを確認し決定いたしました。

当社取締役会は、当該取引条件等を把握し、当社の利益を害するものではないと判断しております。

#### 5. 会計監査人の状況

#### (1)会計監査人の名称

ESネクスト有限責任監査法人

(注) ESネクスト監査法人は、2022年2月21日付で有限責任監査法人に移行し、ESネクスト 有限責任監査法人となりました。

#### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 13,000千円

(注)上記の報酬等の額は、会社法上の監査と金融商品取引法上の監査について監査法人との契約に おいて明確に区分せず、かつ、実質的にも区分出来ないため、双方あわせて記載しておりま す。

#### (3) 会計監査人の報酬等に対して監査等委員会が同意をした理由

監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

#### (4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

#### (5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する 議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

#### 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、業務の適正性を確保するための体制として、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定めておりますが、2018年11月29日に監査等委員会設置会社へ移行したことに伴い、同日の取締役会において、同基本方針を改定する決議を行っており、概要はつぎのとおりです。

- 1. 取締役及び使用人の職務が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ①取締役及び従業員が法令及び定款を遵守し、倫理観を持って事業活動を行う企業風土を確立するため、「コンプライアンス規程」をはじめ関連諸規程を定める。
- ②法令及び定款遵守の実効性を確保するため、取締役会の下に設けられたリスク管理委員会を中心にコンプライアンスの推進を図る。
- ③内部監査室は、法令及び定款の遵守体制の有効性について内部監査を行い、適 宜改善事項を指示し、その是正、改善を図る。
- ④法令違反行為等に関する従業員からの内部通報に対しては、速やかに適切な処置をとり、違反行為の早期発見と是正を図る。
- ⑤反社会的勢力とは取引関係も含めて一切の関係を持たない。反社会的勢力から の不当要求に対しては、「反社会的勢力対策規程」に則り、毅然とした対応を とる。
- 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ①取締役の職務の執行に係る情報は、文書化(電磁的記録を含む。)のうえ、経営 判断等に用いた関連資料とともに、「文書管理規程」に基づき適切に保存、管理 する。
- ②株主総会議事録、取締役会議事録、経営会議議事録、事業運営上の重要事項に 関する決裁書類など取締役の職務の執行に必要な文書については、取締役が常 時閲覧できるように検索可能性の高い方法で保存、管理する。
- ③情報セキュリティについては、「情報セキュリティ管理規程」に基づいてセキュリティの確保を図るとともに、継続的にその改善を図る。
- 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ①リスク管理体制の整備は、「リスク管理規程」に定めるリスク管理委員会を中心 にその推進を図る。
- ②平時においては企業活動に関わるリスクを洗い出し、その対応策を社内規程やマニュアル等に定める。
- ③リスクが顕在化した場合には、「防災マニュアル」その他の定めに従って、迅速 な対応を行う。

- 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ①「組織規程」、「業務分掌規程」等により、効率的な職務執行を確保するための分権を行う。
  - ②取締役会は、原則として月1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催 し、機動的な意思決定を行う。
  - ③経営会議を原則月1回開催し、重要事項の事前協議等により、取締役会の職務 執行の効率性を確保する。
- ④取締役及び執行役員は、職務執行状況を適宜取締役会に報告する。
- 5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ①当社が定める「関係会社管理規程」において、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、当社への定期的な報告を義務付ける。
- ②当社は、グループ中期経営計画を策定し、当該中期計画を具体化するため、毎 事業年度ごとの重点経営目標及び予算配分等を定める。
- 6. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性及び監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ①監査等委員会の職務を補助すべき従業員は、必要に応じてその人員を確保する。
- ②当該従業員は、監査等委員会の指揮命令に基づき業務を行う。
- ③当該従業員の人事異動、評価等については、監査等委員会の意見を尊重し対処 する。
- 7. 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制及びその報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ①取締役及び従業員は、監査等委員会の求めに応じて、その職務の執行状況その 他に関する報告を行う。
- ②取締役及び従業員は、業務執行に関する重要事項を遅滞なく監査等委員会に報告する。
- ③当社は、監査等委員会へ報告を行った取締役及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役及び従業員に周知徹底する。
- ④監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会、経営会議のほか、重要な会議に出席することができる。
- ⑤重要な決裁書類は、監査等委員会が選定する監査等委員の閲覧に供する。
- 8. 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の 当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項 当社は、監査等委員会がその職務の執行について、必要な費用の前払い等の請

求をしたときは、速やかに当該費用または債務を処理する。

9. その他監査等委員会の監査が、実効的に行われることを確保するための体制 代表取締役、会計監査人及び内部監査室は、定期的または必要に応じて監査等 委員会と意見交換を行い、監査等委員会監査の実効性の確保に努める。

#### (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記業務の適正を確保するための体制に関する決定内容に基づいて、その適切な運用に努めております。当事業年度における当該体制の運用状況の概要はつぎのとおりです。

1. コンプライアンス体制及びリスク管理体制

当社では、全社的なコンプライアンス、リスク管理に関する協議を行う機関として、代表取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を定期的に開催いたしております。当事業年度は同委員会において、「コンプライアンス研修」、「事業継続計画」、「働き方改革」及び「人材の確保」等を議題といたしました。また、コンプライアンス意識のいっそうの向上を図るため、管理職研修等の場を通じて、継続的に教育・啓蒙に努めました。

2. 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び従業員は業務執行に関する重要事項を遅滞なく監査等委員会に報告するとともに、取締役は定期的または必要に応じて監査等委員会と意見交換を行い、監査等委員会監査の実効性を高めております。

# 7. 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、定めておりません。

# **貸借対照表** (2022年8月31日現在)

(単位:千円)

資産の	部	負債の	部
科目	金 額	科 目	金 額
流動資産	7, 304, 106	流動負債	3, 454, 198
現金及び預金	1 016 694	支 払 手 形	1, 926
現金及び預金	1, 816, 624	買 掛 金	663, 026
売 掛 金	729, 842	電子記録債務	250, 254
商品	4, 579, 428	1年内返済予定の長期借入金	1, 776, 749
		未 払 金	244, 203
貯 蔵 品	75, 931	未 払 費 用	165, 375
前 払 費 用	98, 871	未払法人税等	84, 470
7 0 14	0.400	未払消費税等	142, 207
そ の 他	3, 408	預 り 金	9, 898
固 定 資 産	1, 954, 707	賞 与 引 当 金	86,000
有 形 固 定 資 産	911, 503	契 約 負 債	29, 554
		その他	532
建物	2, 199, 302	固定負債	3, 589, 772
構築物	388	長期借入金	2, 930, 551
		資産除去債務	352, 908
工具、器具及び備品	1, 715, 511	長期未払金	306, 313
減価償却累計額及び	△3, 003, 697	負 債 合 計 純 資 産 σ.	7, 043, 971 ) 部
減損損失累計額	△3, 003, 031	株主資本	2, 160, 363
無形固定資産	31, 698	資 本 金	343, 785
	00 500	資本剰余金	325, 528
ソフトウエア	20, 786	資本準備金	320, 785
ソフトウエア仮勘定	10, 912	その他資本剰余金	4, 743
投資その他の資産	1, 011, 504	利益剰余金	1, 510, 636
		利益準備金	1,670
投資有価証券	64, 457	その他利益剰余金	1, 508, 966
出 資 金	50	別途積立金	255, 403
		繰越利益剰余金	1, 253, 562
長期前払費用	20, 729	自己株式	△19, 586
敷金及び保証金	651,603	評価・換算差額等	△6, 396
繰 延 税 金 資 産	173, 630	その他有価証券評価差額金	△6, 396
		新 株 予 約 権	60, 875
長期預金	101, 033	純 資 産 合 計	2, 214, 842
資 産 合 計	9, 258, 813	負債及び純資産合計	9, 258, 813

# 損益計算書

(自 2021年9月1日) 至 2022年8月31日)

(単位:千円)

		— 科				目	金	額
売		上	:	高				13, 608, 915
売	_	Ŀ	原	価				9, 064, 603
	売		上	総	利	益		4, 544, 312
販売	た費 2	及び-	一般智	管理費				4, 354, 299
	営		業		利	益		190, 012
営	業	外	47	益 益				
	受		取		利	息	31	
	受		取	配	当	金	1, 803	
	受		取	保	険	金	50	
	業		務	受	託	料	670	
	助		成	金	収	入	22, 840	
	そ			0)		他	2, 211	27, 609
営	業	ภ	人	用				
	支		払		利	息	25, 055	
	そ			0)		他	1, 182	26, 237
	経		常		利	益		191, 384
特	5	引	利	益				
	雇	用	調	整	助成	金	10, 272	10, 272
特	5	刨	損	失				
	固	定	資	産	廃 棄	損	8, 397	
	減		損		損	失	24, 781	33, 179
	税	引		当 期				168, 477
	法	人税	、住	民税	及び事	業税	59, 082	
	法	人	-	等	調整		19, 528	78, 610
	当		期	純	利	益		89, 866

# 株主資本等変動計算書

(自 2021年9月1日) 至 2022年8月31日)

(単位:千円)

			杉	ŧ	主	資	:	本		
		資本剰余金				利益剰余金				
	資本金	資本	その他資	資本剰余金	利益	その他利	益剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本
		準備金	本剰余金	合計	:# # A	別途積立金	繰越利益 剰余金	合計		合計
当期首残高	339, 054	316, 054	5, 708	321, 763	1, 670	255, 403	1, 199, 341	1, 456, 415	△10, 517	2, 106, 716
当期変動額										
新株の発行	4, 730	4, 730		4, 730						9, 460
剰余金の配当							△35, 645	△35, 645		△35, 645
当期純利益							89, 866	89, 866		89, 866
自己株式の取得									△45, 450	△45, 450
自己株式の処分			723	723					19, 053	19, 776
新株予約権の発行										-
新株予約権の行使			△1, 688	△1, 688					17, 327	15, 638
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)										-
当期変動額合計	4, 730	4, 730	△965	3, 765	-	-	54, 220	54, 220	△9, 069	53, 647
当期末残高	343, 785	320, 785	4, 743	325, 528	1, 670	255, 403	1, 253, 562	1, 510, 636	△19, 586	2, 160, 363

(単位:千円)

				(十四・111)
	評価・換	算差額等	*** 14 77 AL 14*	<i>(+ '0</i> 2 → Λ = 1
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	新株予約権	純資産合計
当期首残高	△6, 103	△6, 103	74, 131	2, 174, 743
当期変動額				
新株の発行				9, 460
剰余金の配当				△35, 645
当期純利益				89, 866
自己株式の取得				△45, 450
自己株式の処分				19, 776
新株予約権の発行			2, 362	2, 362
新株予約権の行使			△15, 618	20
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△292	△292		△292
当期変動額合計	△292	△292	△13, 255	40, 098
当期末残高	△6, 396	△6, 396	60, 875	2, 214, 842

# 個 別 注 記 表

- (1) 重要な会計方針に係る事項に関する注記
  - ① 有価証券の評価基準及び評価方法
    - イ. その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により り 算定しております。)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有する棚卸資産

イ. 商品

主に個別法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定しております。)

口. 貯蔵品

主に個別法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定しております。)

- ③ 固定資産の減価償却の方法
  - イ. 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっております。

ただし、建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物

10年~15年

構築物

10年

工具、器具及び備品

4年~20年

ロ. 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。ただし、ソフトウエア(自社利用分)については、社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法によっております。

#### ハ. リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用してお ります。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし残存価額を零とする定額法によっております。

#### 二. 長期前払費用

均等償却によっております。なお、主な償却期間は5年であります。

#### ④ 引当金の計上基準

## イ. 貸倒引当金

債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等、特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### 口. 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

#### ⑤ 収益及び費用の計上基準

#### イ. 商品の販売に係る収益認識

当社では、宝飾品、時計及びバッグ・雑貨等の商品を主としてショッピングセンターなどの商業施設を通じて販売事業を展開しております。このような販売形態におきましては、約束した財又はサービスの支配が引渡しの時点で顧客に移転し、履行義務が充足されると判断しているため、主として当該商品の引渡時点で収益を認識しております。

また、これらのうち受託販売等、当社の役割が代理人に該当すると判断した取引については、顧客から受け取る対価の総額から委託者に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

#### ロ. ポイント制度に係る収益認識

当社が運営するポイント制度に関しては、商品の販売に伴う付与ポイント相当額を履行義務として識別し、将来の失効見込み等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行い、ポイントが使用された時点で収益を認識しております。

## ⑥ その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理は、税抜方式によっており、資産に係る控除対象外消費 税等は当事業年度の費用として処理しております。

#### (2) 会計方針の変更に関する注記

(収益認識基準に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年 3 月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

#### ① 代理人取引に係る収益認識

受託販売に係る収益について、従来は、顧客から受け取る対価の総額で収益を認識しておりましたが、顧客への財又はサービスの提供における役割(本人又は代理人)を判断した結果、総額から仕入先に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識する方法に変更しております。

#### ② 自社ポイントに係る収益認識

当社は、メンバーズカード登録者の購入金額に応じてポイントを付与し、利用されたポイント相当の財又はサービスの提供を行っております。従来は、付与したポイントの利用に備えるため、将来利用されると見込まれる額をポイント引当金として計上し、ポイント引当金繰入額を販売費及び一般管理費に計上しておりましたが、付与したポイントを履行義務として識別し、将来の失効見込み等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行う方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに 定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針 を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減 し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の売上高は3,804,931千円減少しておりますが、営業利益、経常利益及び当期純利益に影響はありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「前受金」及び「ポイント引当金」は、当事業年度より「契約負債」に含めて表示することとしました。

なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。

#### (時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定

会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、財務諸表に与える影響はありません。

#### (3) 会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損

①当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失	24,781千円
有形固定資産	911,503千円
無形固定資産	31,698千円

## ②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

#### イ. 金額の算出方法

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位としてグルーピングしております。収益性の低下等により減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較し減損損失の認識の要否を判定しております。判定の結果、減損損失の認識が必要とされた場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しております。

## ロ. 見積りに用いた主要な仮定

減損損失の認識の要否の判定において使用する将来キャッシュ・フローの見積りには、各店舗の将来売上高や売上原価、人件費、賃料等の主要な仮定が含まれております。これらの主要な仮定は今後の個人消費動向等の影響を受け、不確実性が伴うため、将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大が当社に及ぼす影響については、その収束時期を正確に予測することは困難であることから、外部の情報等から同感染症拡大の影響は、2022年8月期の一定期間にわたり影響が続くものと仮定して、会計上の見積りを行ってまいりました。2023年8月期については、ワクチン接種が確実に進捗しているものの、人流の増加や感染力がより強い変異株の拡大が懸念されていることから、同感染症拡大の影響は一定期間にわたり影響が続くものと仮定しております。

#### ハ. 翌事業年度の計算書類に与える影響

主要な仮定については、見積りの不確実性が存在するため、キャッシュ・フローの実績が見積金額と乖離する可能性があります。その結果、翌事業年度の計算書類において追加の減損損失が発生する可能性があります。

#### (4) 貸借対照表に関する注記

#### 当座貸越契約

運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行5行と当座貸越契約を締結しております。当事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額	1,100,000千円
借入実行残高	<b>一</b> 千円
差引額	1,100,000千円

#### (5) 株主資本等変動計算書に関する注記

① 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	2, 560, 600	10, 500		2, 571, 100

(注) 普通株式の増加10,500株は取締役(監査等委員である取締役を除く。) に対する譲渡制限付株式としての新株式の発行であります。

#### ② 自己株式の種類及び総数

株式の種類	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	13, 649	56, 850	42, 490	28, 009

(注) 自己株式の数の増加は、発行済みストック・オプションの権利行使に充当するための取得による増加50,000株、譲渡制限付株式の無償取得分6,850株であります。自己株式の数の減少は、譲渡制限付株式として従業員への付与による減少21,950株及び新株予約権の行使による減少20,540株であります。

## ③ 剰余金の配当に関する事項

#### イ. 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年11月26日 定時株主総会	普通株式	16, 555	6. 5	2021年8月31日	2021年11月29日
2022年4月12日 取締役会	普通株式	19, 090	7. 5	2022年2月28日	2022年5月9日

ロ. 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度となるもの

次のとおり決議を予定しております。

決議予定	株式の 種類	配当の 原資	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年11月29日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	19, 073	7.5	2022年8月31日	2022年11月30日

#### ④ 新株予約権に関する事項

当事業年度末日における当社から発行している新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数

普通株式 65,200株

#### (6) 税効果会計に関する注記

①繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

#### 繰延税金資産

賞与引当金	26,333千円
商品評価損	11,968千円
税務上の繰延資産	3,708千円
未払事業税	8,369千円
資産除去債務	108,060千円
減損損失	64,587千円
新株予約権	18,640千円
繰越欠損金	77,256千円
その他	31,838千円
繰延税金資産小計	350,763千円
評価性引当額	△113,159千円
繰延税金資産合計	237,603千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△63,973千円
繰延税金負債合計	△63,973千円
繰延税金資産純額	173,630千円
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

②法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別内訳

法定実効税率	30.62%
(調整)	
住民税均等割	12. 20%
交際費等永久に損金に算入されない項目	4. 52%
留保金課税	4.02%
評価性引当額の増減	△1.36%
税額控除	△3.39%
その他	0.05%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	46, 66%

#### (7) 金融商品に関する注記

- ①金融商品の状況に関する事項
  - イ 金融商品に対する取組方針

当社は、資産運用については安全性の高い金融資産で運用し、また資金調達 については銀行借入や社債発行及び増資にて調達しております。デリバティブ 取引は、行っておりません。

ロ 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

有価証券はその他有価証券に属する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

賃借物件において預託している敷金及び保証金は、取引先企業等の信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形、買掛金及び電子記録債務は、ほとんど3ヶ月以内の支払期日であります。

借入金、長期未払金は、運転資金や設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後5年であります。このうち一部は金利変動リスクに晒されております。

## ハ 金融商品に係るリスク管理体制

a. 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権については、「与信管理規程」に従い、経理部が主要な取引先の 状況を定期的にモニタリングし、取引相手先ごとに期日及び残高を管理する とともに、財政状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っており ます。

b. 市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状

況等を把握しております。

c. 資金調達に係る流動性リスク (支払期日に支払いを実行できなくなるリスク) の管理

各部署からの報告に基づき経理部が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

ニ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

ホ 信用リスクの集中

当事業年度の決算日現在における営業債権のうち、50.9%が特定の大口顧客に対するものであります。

② 金融商品の時価等に関する事項

2022年8月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金は注記を省略しており、預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
売掛金	729, 842	729, 842	_
投資有価証券	62, 857	62, 857	_
敷金及び保証金	651, 603	650, 696	△907
買掛金	(663, 026)	(663, 026)	_
電子記録債務	(250, 254)	(250, 254)	_
長期借入金(※2)	(4, 707, 300)	(4, 694, 459)	△12, 840
長期未払金(※3)	(487, 222)	(485, 075)	△2, 146

- (※1) 負債に計上されているものについては、( ) で示しております。
- (※2) 長期借入金は1年内返済予定の長期借入金を含めております。
- (※3) 長期未払金は1年内支払予定の長期未払金の金額を含めております。
- (注) 1 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	1,600

## ③ 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場に

おいて形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に

関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のイ

ンプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した

時価

レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した

時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

## イ. 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位:千円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	62, 857	_	_	62, 857

## ロ、時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位:千円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
売掛金	_	729, 842	_	729, 842
敷金及び保証金	_	651, 603	_	651, 603
買掛金	_	(663, 026)	_	(663, 026)
電子記録債務	_	(250, 254)	_	(250, 254)
長期借入金	_	(4, 694, 459)	_	(4, 694, 459)
長期未払金	_	(485, 075)	_	(485, 075)

<sup>(※)</sup> 負債に計上されているものについては、() で示しております。

### (注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

### 売掛金、買掛金、電子記録債務

これらの時価については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、 当該帳簿価額を用いており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

### 投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しており、上場株式は活発な市場で取引されているため、 その時価をレベル1の時価に分類しております。

### 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、回収可能性を反映した、将来キャッシュ・フローを残存 期間に対応する安全性の高い利率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

### 長期借入金

長期借入金の時価については、取引先金融機関から提示された元利金の合計額を同様の新規 借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

### 長期未払金

長期未払金の時価は、元利金の合計を同様の取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

## (8) 関連当事者との取引に関する注記

役員及びその近親者等

種類	会社等の 名 称 又は氏名	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関連当事者 との関係	取 引 容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及びその近親者	田泰夫	被所有 直接27.75	当社代表取締役	自己株式の 取 得 (注)	45, 450	_	

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注)自己株式の取得につきましては、2021年12月14日開催の取締役会決議に基づき、自己株式立会外 買付取引 (ToSTNeT-3) において買付価格を普通株式1株につき909円 (2021年12月14日の終値) にて行っております。

## (9) 収益認識に関する注記

①当社はインポートブランドを中心とした宝飾品、時計及びバッグ・小物等の小売業という単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

当事業年度
(自 2021年9月1日
至 2022年8月31日)
金 額 (千円)
2, 543, 292
3, 349, 434
7, 716, 188
13, 608, 915
_
13, 608, 915

②顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報 「個別注記表 (1) 重要な会計方針に係る事項に関する注記 ⑤収益及び費用 の計上基準」に記載のとおりであります。

## ③当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

契約資産及び契約負債の残高等については、期首と期末のいずれも重要な残高がないため、記載を省略しております。

また、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、残存履 行義務に配分した取引価格の記載を省略しております。

なお、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な 金額はありません。

## (10) 1株当たり情報に関する注記

① 1株当たり純資産額846円 98銭② 1株当たり当期純利益35円 36銭③ 潜在株式調整後1株当たり当期純利益34円 25銭

## (11) 重要な後発事象に関する注記 該当事項はありません。

## (12) その他の注記

減損損失に関する注記

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

用途	種類	場所
店舗	建物	千葉県千葉市美浜区
店舗	建物	福岡県糟屋郡
店舗	建物	静岡県富士宮市
店舗	建物等	大阪府堺市北区

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位としてグルーピングしております。収益性の低下した一部店舗について、減損損失を認識し、当該資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失24,781千円として特別損失に計上しました。

種類ごとの内訳は、建物22,633千円、工具器具及び備品2,148千円であります。

なお、当資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しており、将来 キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるものは回収可能価額を 零としております。

## 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち、貸借対照表に計上しているもの

- ① 当該資産除去債務の概要
- 店舗等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。
- ② 当該資産除去債務の金額の算定方法 使用見込期間を開店時から15年と見積り、割引率は0.000%~1.875%の利率を使用して資産除去債務の金額を計算しております。
- ③ 当事業年度における当該資産除去債務の増減

期首残高	336,803千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	23,029千円
時の経過による調整額	1,017千円
資産除去債務の履行による減少額	△7,941千円
期末残高	352,908千円

## 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2022年10月25日

株式会社ハピネス・アンド・ディ

取締役会御中

ESネクスト有限責任監査法人 東京都千代田区

> 指定有限責任社員 業務執行社員 指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 中川 真紀子

公認会計士 呉田 将史

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ハピネス・アンド・ディの2021年9月1日から2022年8月31日までの第32期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による 重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算 書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、 個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、 重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、 職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した 内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項 について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告書 謄本

## 監査報告書

当監査等委員会は、2021年9月1日から2022年8月31日までの第32期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議 の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用 人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を 表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断 及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検 討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと 認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
  - ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を 害さぬように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の 判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人ESネクスト有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年10月25日

株式会社ハピネス・アンド・ディ 監査等委員会

 監査等委員(常勤)
 山本 信行 印

 監査等委員
 長谷川 正和 印

 監査等委員
 川崎 隆治 印

(注) 監査等委員 長谷川正和及び川崎隆治は、会社法第 2 条第15号及び第331条第 6 項に規定する 社外取締役であります。

以上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を企業経営の観点から極めて重要と考えており、継続的な安定配当を基本方針といたします。

内部留保につきましては、経営体質の強化と新規出店等の設備投資等に活用 し、収益基盤の強化・拡充を図ってまいります。

配当性向につきましては、今後の事業展開、業績見通し等を総合的に勘案しながら、段階的に30%程度に引き上げてまいります。ただし、急激な経営環境の悪化による著しい業績低迷時を除き、1株当たり年間配当額15円を最低額といたします。

このような方針に基づき、当期の剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

## 期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類 金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額 当社普通株式1株につき金7.5円 総額19,073,183円 なお、中間配当金として1株につき金7.5円をお支払いしておりますので、 当期の年間配当金は1株につき金15円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日 2022年11月30日

## 第2号議案 定款一部変更の件

## 1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる 旨を定款に定めることが義務付けられたことから、変更案第15条 (株主総会参考書類等の電子提供措置)第1項を新設するものであ ります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる 事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事 項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにす るため、変更案第15条(株主総会参考書類等の電子提供措置)第2 項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定 は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

## 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変 更 案
第1条~第14条 (条文省略)	<現行通り>
(株主総会参考書類等のインターネット 開示とみなし提供) 第15条 当会社は、株主総会の招集に 際し、株主総会参考書類、事業報告、 計算書類及び連結計算書類に記載又は 表示をすべき事項に係る情報を、法務 省令で定めるところに従いインターネ ットを利用する方法で開示することに より、株主に対して提供したものとみ なすことができる。	<削 除>

<新 設>	(株主総会参考書類等の電子提供措置) 第15条 当会社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 ② 当会社は、電子提供措置事項のう
第16条〜第39条(条文省略) 附則 (監査役責任免除に関する経過措置) (条文省略) <新 設>	ち法務省令で定めるものの全部又は 一部について、書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。 <現行通り> 所則」 (監査役責任免除に関する経過措置)第1条 <現行通り> (株主総会参考書類等の電子提供措置に関する経過措置等) 第2条 令和4年9月1日から6か月を経過した日、もしくは同年9月1日から6か月以内に開催する最後の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日まで、次の定めを有するものとする。当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事
	を有するものとする。当会社は、株 主総会の招集に際し、株主総会参考 書類、事業報告、計算書類及び連結

## 第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。) 6名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。)全員(6名)は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、すべての取締役候補者 について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者	氏 名	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当
番号	(生年月日)	哈歴、地位、担ヨ及び里安な兼職の私仇	社の株式数
1	でん やすお 田 泰 夫 (1947年10月24日生)	1967年11月 有限会社デン時計店(後に有限会社デンに社名変更)入社 1978年7月 同社取締役 1990年9月 当社設立 代表取締役社長 2019年11月 当社代表取締役会長(現任)	703, 700株
2	でん あつし 田 篤 史 (1972年11月13日生)	1992年 4 月 当社入社 2002年10月 当社取締役 2005年 6 月 当社常務取締役第一営業企画部長 2006年 7 月 当社常務取締役終務部長 2008年 3 月 当社取締役経党企画部長 2009年 1 月 当社取締役営業本部長 2015年 9 月 当社取締役事業推進部長 2018年 1 月 当社取締役情報推進部長 2019年11月 当社代表取締役社長(現任)	584, 500株
3	まえはら さとし 前 原 聡 (1967年10月29日生)	1991年4月 株式会社富士銀行(現株式会社みずほ銀行)入行 2004年7月 みずほインベスターズ証券株式会社(現みずほ証券株式会社)出向 2012年9月 株式会社トライアルカンパニー入社株式会社トライアル開発 代表取締役社長 2017年6月 株式会社トライアルカンパニー取締役同社専務取締役 当社大きのおりでは、当社、事務教行役員当社事務取締役(現任)ジットグループ株式会社 社外取締役(現任)	6,300株
4	たかやす まさる 高 安 勝 (1968年2月19日生)	1991年3月 日興通信株式会社入社 2005年12月 アデコ株式会社入社 2006年3月 株式会社ワンビシアーカイブズ入社 2010年9月 当社入社 2013年10月 当社執行役員人事部長 2015年3月 当社総務人事部長 2015年11月 当社取締役総務人事部長 2017年11月 当社取締役総務人事部長 2019年11月 当社取締役総務人事部長 2019年11月 当社取締役総務人事部長 2019年11月 当社取締役総務の上第1長	4,900株

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当 社の株式数
5	たかはし ひさお 高 橋 寿 夫 (1972年11月24日生)	1996年4月 株式会社スズラン百貨店入社 2013年5月 株式会社メガネトップ入社 2015年1月 当社入社 2017年9月 当社執行役員営業部長 2021年10月 当社執行役員営業本部長 2021年11月 当社取締役営業本部長(現任)	1,500株
6	まるやま まこと 丸 山 誠 (1979年1月29日生)	1997年4月 株式会社キムラヤ入社 2008年1月 当社入社 2010年12月 当社執行役員営業部副部長 2015年9月 当社商品部長 2017年9月 当社執行役員店舗開発部長 2021年11月 当社取締役社長室長兼店舗開発部長 (現任)	3,000株

- (注) 1 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
  - 2 各候補者の所有する当社の株式数は、2022年8月31日現在のものであります。
  - 3 取締役候補者 田 泰夫氏、田 篤史氏は、それぞれ当社の大株主であり親会社等に当たります。

## 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員(3名)は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。 監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当 社の株式数
1	※ おいかわ まさよし 追川 正義 (1950年8月11日生)	1980年9月 岡三証券株式会社入社 1986年1月 東京証券株式会社(現東海東京証券株式会社)入社 2003年3月 株式会社夢真入社 2004年8月 東京CRO株式会社入社 2010年11月 当社入社 経営企画室長 2011年6月 当社取締役経営企画室長 2021年11月 当社理事(現任)	12, 100株
2	はせがわ まさかず 長谷川 正和 (1966年12月6日生)	1989年4月 東京海上火災保険株式会社 (現東京海上日動火災株式会社) 入社 水上税務会計事務所入所 前山税理士事務所入所 前山税理士事務所入所 大式会社ペレーション設立 同社代表取締役 (現任) 2007年8月 共社外監査役 (現任) 2012年8月 長谷川正和税理士事務所開設 同所長 (現任) フュージョン株式会社 社外監査役 (現任) 当社社外取締役監査等委員 (現任) (重要な兼職の状況) 長谷川正和税理士事務所 所長 株式会社ペレーション 代表取締役株式会社ペレーション 社外取締役フュージョン株式会社 社外監査役 (現任) (重要な兼職の状況) 長谷川正和税理士事務所 所長 株式会社イノベーション 社外取締役 フュージョン株式会社 社外監査役 株式会社イノベーション 社外取締役 フュージョン株式会社 社外監査役	1,200株
3	※ くぼ たつひろ 久 保 達 弘 (1978年3月14日生)	2005年10月 弁護士登録(現在東京弁護士会) フレッシュフィールズ ブルックハウス デリンガー法律事務所 東京オフィス入所 2009年10月 三井物産株式会社法務部出向(~2011年8月) 2011年8月 米国ペンシルベニア大学ロースクール留学 同ロースクール法学修士課程卒業 フレッシュフィールズ ブルックハウス デリンガー法律事務所 東京オフィス退所 2012年10月 松田綜合法律事務所入所同法律事務所パートナー弁護士(現任)	

(注)1 ※印は、新任候補者であります。

- 2 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
- 3 各候補者の所有する当社の株式数は、2022年8月31日現在のものであります。
- 4 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(監査等委員)長谷川正和氏との間に同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する額となっており、同氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。
- 5 追川正義氏及び久保達弘氏の選任が承認された場合、当社は両氏との間で、会社法第427条 第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定 であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額となっ ております。
- 6 長谷川正和及び久保達弘の両氏は社外取締役候補者であります。
- 7 社外取締役候補者の選任理由及び社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断した理由ならびに期待される役割の概要について
  - (1) 長谷川正和氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏が税理士及び経営者としての 専門的な知識と幅広い経験を有しており、それらを当社の監査等委員である社外取 締役として当社の監査等に活かしていただきたいためであります。
  - (2) 久保達弘氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏が弁護士としての専門的な知識と幅広い経験を有しており、それらを当社の監査等委員である社外取締役として当社の監査等に活かしていただきたいためであります。なお、同氏は会社の経営に関与したことはありませんが、弁護士として企業法務に精通しており、当社の監査等委員である社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。
- 8 長谷川正和氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役でありますが、在任期間は本 総会終結の時をもって4年となります。なお、同氏は、過去に当社の業務執行者でない役 員(監査役)であったことがあります。
- 9 当社は、長谷川正和氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所 に届け出ており、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であり ます。また、久保達弘氏の選任が承認された場合、同氏を東京証券取引所の定めに基づく 独立役員とする予定であります。

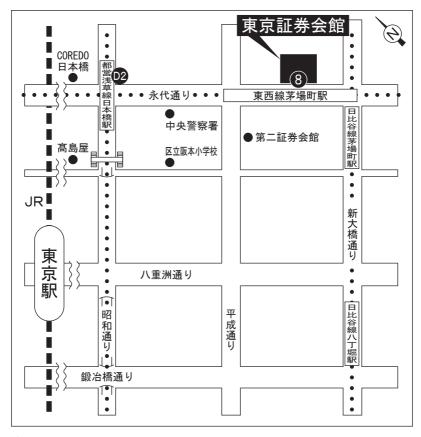
以上

# 株 主 総 会 会 場 ご 案 内 図

東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号

東京証券会館9階 会議室

電話:03-3667-9210



## 交通機関

- ・地下鉄 ○東京メトロ日比谷線・東西線 茅場町駅(8番出口より直結) ○東京メトロ銀座線、都営地下鉄浅草線 日本橋駅(D2出口) より徒歩5分
  - ※会場には、本総会専用の駐車場の用意はございませんので、ご了承 ください。